

政策委員会 112003

平成 24 年 8 月 8 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 酒 井 喜 正

## 平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 24 年 6 月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）附則第 3 条に、「国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。」と明記された。

障害者の就労を社会全体で支え、障害者就労支援施設等で就労する障害者の自立の促進を図るため、以下の税制の拡充・延長を図っていただきたい。

### 1. 障害者の働く場に対する発注促進税制の拡充・延長

- ・現行制度では、企業が障害者就労支援事業所への発注額を前年度より増加した額に応じて減価償却資産の割り増し償却を受けることを可能としているが、発注額全額に応じたものに拡充するとともに、平成 25 年度以降も延長していただきたい。